

横浜市認定市民菜園推進事業実施要綱

制 定 平成16年 1月23日 緑政セ第166号 (緑政局長決裁)

最近改正 令和 6年 3月 28日 環創農第 1806号 (環境創造局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の農業体験の場を確保するとともに、農業に対する理解を深め良好な農地の保全を図ることを目的とする認定市民菜園推進事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 取組にあたっては、緑の多様な機能を生かし、みどり豊かな美しい街を実現するとともに、脱炭素社会の実現と GREEN×EXPO 2027 の共感につなげるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「認定市民菜園」とは、農地所有者あるいは農地を所有しない者が、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）

（以下「特定農地貸付法」という。）又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年6月27日法律第68号）（以下「都市農地貸借法」という。）に基づき開設し、市民等が農作物の栽培や収穫を通じて、環境学習や福祉活動などの様々な活動を広げることにより、地域コミュニケーションの活性化や市民が新しいライフスタイルを創造することを目的とする農園をいう。

(根拠法令等)

第3条 「特定農地貸付け」に関する要件及び事務手続き等については、特定農地貸付法、同法施行令（平成元年9月8日政令第258号）、同法施行規則（平成元年9月8日農林水産省令第36号）、同法施行通達（平成元年9月11日元構改B第1014号）に定めるところによるものとする。

2 「特定都市農地貸付け」に関する要件及び事務手続き等については、都市農地貸借法、同法施行令（平成30年政令第234号）、同法施行規則（平成30年農林水産省令第54号）、同法運用通知（平成30年8月31日30農振第1660号）に定めるところによるものとする。

(対象地の要件)

第4条 認定市民菜園を開設しようとする用地（以下「用地」という。）の要件は次のとおりとする。

- (1) 日照、排水等農園に適した土地であること。
- (2) 原則として公道に接していること。
- (3) 関係法令に違反していないこと。
- (4) 地域における水利、栽培形態、地域共同作業、通作など地域の農業との調整を十分行い、支障を及ぼさない措置を講じられていること。
- (5) 差し押さえ等、農園開設の支障となる権利設定がされていないこと。ただし、権利者の同意が得られた場合にはこの限りではない。

(事業対象者の要件)

第5条 認定市民菜園を開設することができる者は、以下の者とする。

- (1) 農地所有者
- (2) 農地を所有しない者

2 前項第2号の農地を所有しない者とは、農地を所有しない個人及び法人をいう。

(農園開設の仕組み)

第6条 農地所有者自らが認定市民菜園を開設しようとするときは、農地所有者は市長と特定農地貸付法第2条第2項第5号に規定される貸付協定（以下「協定」という。）を

締結し、その協定に基づく特定農地貸付けについて管轄の農業委員会から承認を受けて認定市民菜園を開設し、市民等に貸し付けるものとする。

- 2 農地を所有しない者が生産緑地以外の農地において、認定市民菜園を開設しようとするときは、農園を開設しようとする者が市長と協定を締結し、その協定に基づく特定農地貸付けについて管轄の農業委員会から承認を受け、市長から農地を借り受けて認定市民菜園を開設し、市民等に貸し付けるものとする。
- 3 農地を所有しない者が生産緑地において、認定市民菜園を開設しようとするときは、農園を開設しようとする者が農地の所有者及び市長と都市農地貸借法第10条第2号に規定される貸付協定（以下「三者協定」という。）を締結し、その三者協定に基づく特定都市農地貸付けについて管轄の農業委員会から承認を受けて認定市民菜園を開設し、市民等に貸し付けるものとする。

（特定都市農地貸付けへの準用）

第7条 第8条から第10条及び第12条から第15条の規定は、都市農地貸借法に定める特定都市農地貸付けに準用するものとする。この場合において、第8条中「特定農地貸付法に基づき」とあるのは「都市農地貸借法に基づき」と、第9条中「特定農地貸付法第2条第2項第5号に規定される貸付協定（第4号様式の1、2、3）」とあるのは「都市農地貸借法第10条第2号に規定される貸付協定（第10号様式）」と、文中「協定」とあるのは「三者協定」と、文中「特定農地貸付け」とあるのは「特定都市農地貸付け」と、文中「特定農地貸付規程」とあるのは「特定都市農地貸付規程」と読み替えるものとする。

（事業計画書の提出）

第8条 特定農地貸付法に基づき、認定市民菜園を開設しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に対して認定市民菜園事業計画申出書（第1号様式）をもってその旨を申し出るものとする。

- 2 前項の申出書には次に掲げる書類を添えるものとする。
 - (1) 認定市民菜園事業計画書（第2号様式）
 - (2) 案内図（開設場所を示した地形図等）
 - (3) 配置計画図（区画割り、給水設備等の配置を示した平面図等）
 - (4) 事業対象地の登記簿謄本
 - (5) 事業対象地の公図の写し等
 - (6) 特定農地貸付け等に関する用地提供承諾書（第3号様式）（農地を所有しない者が認定市民菜園を開設しようとする場合のみ）
 - (7) その他、市長が必要とする書類

（協定の締結）

第9条 市長は、申請者からの前条の申出を受けて、当該申出に係る書類及び現地調査等によりその内容を審査し、適当と認められるときは、それらの調整結果に基づき、特定農地貸付法第2条第2項第5号に規定される貸付協定（第4号様式の1、2、3）を作成し、申請者とすみやかに締結するものとする。

（特定農地貸付けの承認）

- 第10条 前条の協定を締結した申請者は、認定市民菜園に係る特定農地貸付けについて、すみやかに所管の農業委員会に申請し、承認を得るものとする。
- 2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付する。
 - (1) 特定農地貸付規程
 - (2) 特定農地貸付けの用に供する農地の位置及び附近の状況を表示する図面

(3) 貸付協定の写し

(4) 特定農地貸付けに関する用地提供承諾書の写し（農地を所有しない者が認定市民菜園を開設しようとする場合のみ）

3 前項に掲げる特定農地貸付規程の標準例は、別紙に示すとおりとする。

4 申請者は、特定農地貸付けについて、所管の農業委員会から承認を受けたときは、承認通知の写しとともに、その内容をすみやかに市長に提出するものとする。

（農地への権利設定）

第11条 農地を所有しない者が、前条の特定農地貸付けについて、承認を受けた場合、市長は、協定に定める当該農地の所有者と、当該農地に係る使用貸借による権利又は賃借権の設定を行った後、当該農地において認定市民菜園を開設しようとする農地を所有しない者と、当該農地に係る使用貸借による権利又は賃借権の設定を行うものとする。

（農園の開園）

第12条 特定農地貸付けについて承認を受けた者（以下「農園開設者」という。）は、それに基づき農園區画等の整備及び利用者募集を行い、すみやかに農園を開園するものとする。

（変更）

第13条 農園開設者は、特定農地貸付けについて変更が生じた場合は、その旨を認定市民菜園事業計画変更申出書（第5号様式）により、市長に申し出るものとする。ただし、特定農地貸付法施行規則（制定平成元年9月8日省令第36号）第3条に規定された軽微な変更の場合は、その旨を認定市民菜園事業計画変更報告書（第6号様式）により、報告するものとする。

2 前項の申出書及び報告書には次に掲げる書類を添付する。

(1) 認定市民菜園変更事業計画書（第7号様式）

(2) 案内図

(3) 変更配置計画図（区画割り、給水設備等の配置を示した平面図等）

3 市長は、第1項の認定市民菜園事業計画変更申出書の提出を受けたときは、第8条に準じて、変更協定を締結する。

4 前項の協定を締結した農園開設者は、第10条第1項に準じて、すみやかに所管の農業委員会に特定農地貸付けの変更について承認申請をし、承認を得るものとする。

5 農園開設者は、前項の承認を受けたときは、第10条第4項に準じて、その内容を市長に提出するものとする。

6 第1項の認定市民菜園事業計画変更報告書の提出を受けたときは、市長はすみやかに所管の農業委員会に報告するものとする。

（中止又は廃止）

第14条 農園開設者は、特定農地貸付けを中止又は廃止した場合は、その旨を報告するものとする。

2 前項の報告に係る書式は、認定市民菜園事業中止・廃止報告書（第8号様式）とする。

3 農園開設者は、中止した特定農地貸付けを再開する場合には、その旨を報告するものとする。

4 第1項又は第3項の報告を受けた場合、市長はすみやかに所管の農業委員会に報告するものとする。

(開設者の変更)

第15条 認定市民菜園の開設者に相続等が発生し、開設者に変更が生じた場合は、その旨を開設者変更届(第9号様式)により報告するものとする。ただし、開設者の変更は、開設している農地の相続者等に限り、相続等が確定した場合に被相続者等から引き継ぐものとする。

2 相続者が、引き続き農園の開設を希望しない場合は、前条に基づいて中止又は廃止の報告をするものとする。

(標識の設置)

第16条 認定市民菜園が開設されたとき、市長はその農園内に認定市民菜園である旨を表示する標識を設置するものとする。

(運営指導)

第17条 市長は、認定市民菜園が適正に運営されるよう助言及び指導を行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、認定市民菜園推進事業に関して必要な事項は市長が別に定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成16年1月23日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成17年10月26日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成20年3月28日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成23年7月26日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年9月24日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

認定市民菜園事業計画申出書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

申請者 住 所

（開設者）氏 名

電話番号

横浜市認定市民菜園推進事業実施要綱に基づき次により認定市民菜園を開設したいので
要綱第8条の規定に基づき関係書類を添えて申し出ます。

- 1 認定市民菜園事業計画書
- 2 案内図（開設場所を示した地形図等）
- 3 配置計画図（区画割り、給水設備等の配置を示した平面図等）
- 4 事業対象地の登記簿謄本
- 5 事業対象地の公図の写し等

認定市民菜園事業計画書

1 事業対象地

区画番号	所在地番	地目		面積 (㎡)	位置 ※別紙配置 ※紙置画参 照	貸付 主に 新た 権利 取得 する もの 種類	土地所有者		既に有 している 権利に 基づく もの 権利 種類	都計 市面 区分 等
		登記簿	現況				住所	氏名		
計										

2 開設内容

農園の名称	
貸付期間	年間
貸付に係る賃料	年間 円/区画 ※区画面積によって賃料が異なる場合には、その旨記載。 ※他に付帯費用(水道使用料など)が必要な場合には、その旨記載。
貸付面積	㎡/区画
貸付区画数	区画
賃料の支払い方法	毎年 月 日までに支払う
募集方法	
申込み方法	
選考方法	
管理者	・開設者本人・家族・その他(氏名等)
委託内容	・なし・利用者の募集・農園の適切な利用確保のための事務
開園予定	年 月 日
その他	(給水設備の有無など)

特定農地貸付け等に関する用地提供承諾書

年 月 日

横 浜 市 長

承諾者（土地所有者）

住 所

氏 名

電 話 ー

次の土地について、（特定農地貸付け・特定都市農地貸付け）に要する土地として次の者が使用することを承諾します。

なお、土地の利用条件等については別途契約書で定めるものとします。

土地使用者：

所 在 地	地目	地積（㎡）	土地所有者
計(筆)			

特定農地貸付法第2条第2項第5号に規定される貸付協定
（自らが所有する農地で認定市民菜園を開設する場合）

（目的）

第1 ○○○（以下「開設者」という。）及び横浜市は、特定農地貸付法第2条第2項第5号に規定される特定農地貸付けによって市民農園を開設する事業（以下「認定市民菜園事業」という。）を実施することについて、市民農園の用に供する農地（以下「特定貸付農地」という。）の適切な管理・運営の確保、特定貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保等を図るため、次のとおり協定を締結する。

（協定の区域及び認定市民菜園事業の内容）

第2 この協定の区域、及び認定市民菜園事業の内容は、別紙「認定市民菜園事業計画書」のとおりとする。

（特定貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項）

第3 開設者は、特定貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るために管理者を設置し、そのための必要な措置を講じるものとする。

2 開設者は、特定農地貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対して行う農作物等の栽培に関する指導体制を整備するものとする。

3 開設者は、借受者が、契約期間中において正当な理由がなく特定農地貸付けを受けた農地（以下「借受農地」という。）の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、借受者が借受農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。

4 開設者は、借受者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。

5 開設者は、借受者が、他の借受者の利用の妨げにならないように指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁しなければならない。なお、横浜市は、開設者から仲裁に関して協力の要請を受けた場合は、誠意を持って対応するものとする。

（特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項）

第4 開設者は、市民農園の整備に当たり、既存の水路の分断、既存の農業用水を利用する場合等には、水の利用及び排水等について、また、地域共同作業、通作、栽培形態などについて地域の関係者と調整を十分行い、支障を及ぼさない措置を講じることに努めるものとする。支障が生じたときには、開設者が責任をもって解決しなければならない。

2 開設者は、地域において行う共同防除等の地域共同作業や栽培形態などを把握し、借受者に適切に指導するものとする。

3 開設者は、借受者が市民農園の周辺の住民や周辺農地等に迷惑を及ぼさないように指導しなければならない。

4 横浜市は、開設者から1から3に関して指導等の要請があったときには、誠意を持って協力するものとする。

（特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利用等を確保するために必要な事項）

第5 開設者は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するときには、特定貸付農地を現状に回復し、自ら当該農地の農業的利用を適切に行うものとする。なお、開設者自ら当該農地を農業的利用に適切に利用することが困難な場合等のときは、横浜市が指定する方法、指定する者に対し、所有権の移転又は使用収益権の設定を行うものとする。

2 開設者は、特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合には、6か月間の予告期間において行うと

ともに、すみやかに横浜市に報告するものとする。

3 開設者は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付規程の承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するときは、現に適切な利用をしている借受者の利用の継続ができるよう他の市民農園のあっせんを行うものとする。

(開設者が横浜市に対して行う協定の実施状況についての報告に関する事項)

第6 開設者は、市民農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、別に定める書式によって横浜市に定期的に報告しなければならない。

2 開設者は、本協定第2の内容について変更があった場合は、その都度横浜市に報告するものとする。

(実施調査等)

第7 横浜市は、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聞き取り等による調査を行うものとする。

(指導及び協定に違反した場合の措置)

第8 横浜市は、開設者が本協定第3の1、3及び4並びに第4の1から3に違反したと認めたとき、又は正当な理由なく認定市民菜園事業を行わない場合、若しくは当該農地を認定市民菜園事業以外の用途に使用した場合、その是正について指導を行うものとする。

2 開設者が前項の指導に従わない場合は、横浜市は開設者に認定市民菜園事業の中止を求めるものとする。

3 横浜市は、開設者が承認された特定農地貸付けの内容に従って認定市民菜園事業をしていないと認めたときは、管轄の農業委員会に特定農地貸付けの承認の取消しを求めるものとする。

(特定農地貸付けを廃止する場合における協定の廃止)

第9 横浜市は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付けを廃止するときには、この協定を廃止するものとする。

(その他)

第10 この協定で定めるもののほか、認定市民菜園事業の実施に関して必要な事項は、開設者及び横浜市の両者が協議して定めるものとする。

(効力発生日)

第11 この協定は協定の区域において特定農地貸付法第3条第3項の規定に基づく承認がされた場合に限り、その承認が行われた日以降効力が発生するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、開設者及び横浜市が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

(開設者) 住所

氏名 印

横浜市〇〇区〇〇〇

横浜市

横浜市長 印

特定農地貸付法第2条第2項第5号に規定される貸付協定
（借り受けた農地で認定市民菜園を開設する場合）

（目的）

第1 ○○○（以下「開設者」という。）、横浜市及び△△△（以下「対象農地貸付者」という。）は、特定農地貸付法第2条第2項第5号に規定される特定農地貸付けによって市民農園を開設する事業（以下「認定市民菜園事業」という。）を実施することについて、市民農園の用に供する農地（以下「特定貸付農地」という。）の適切な管理・運営の確保、特定貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保等を図るため、次のとおり協定を締結する。

（協定の区域及び認定市民菜園事業の内容）

第2 この協定の区域、及び認定市民菜園事業の内容は、別紙「認定市民菜園事業計画書」のとおりとする。

（特定貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項）

第3 開設者は、特定貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るために管理者を設置し、そのための必要な措置を講じるものとする。

2 開設者は、特定農地貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対して行う農作物等の栽培に関する指導体制を整備するものとする。

3 開設者は、借受者が、契約期間中において正当な理由がなく特定農地貸付けを受けた農地（以下「借受農地」という。）の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、借受者が借受農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。

4 開設者は、借受者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。

5 開設者は、借受者が、他の借受者の利用の妨げにならないように指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁しなければならない。なお、横浜市は、開設者から仲裁に関して協力の要請を受けた場合は、誠意を持って対応するものとする。

（特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項）

第4 開設者は、市民農園の整備に当たり、既存の水路の分断、既存の農業用水を利用する場合等には、水の利用及び排水等について、また、地域共同作業、通作、栽培形態、などについて地域の関係者と調整を十分行い、支障を及ぼさない措置を講じることに努めるものとする。支障が生じたときには、開設者が責任をもって解決しなければならない。

2 開設者は、地域において行う共同防除等の地域共同作業や栽培形態などを把握し、借受者に適切に指導するものとする。

3 開設者は、借受者が市民農園の周辺の住民や、周辺農地等に迷惑を及ぼさないように指導しなければならない。

4 横浜市は、開設者から1から3に関して指導等の要請があったときには、誠意を持って協力するものとする。

（特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利用等を確保するために必要な事項）

第5 開設者は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するとき（別途締結する賃貸借（使用貸借）契約の期間が満了した時及び契約が解除された時を含む。以下同じ。）には、市民農園の用地を現状に回復し、対象農地貸付者に返還するものとする。ただし、所有者が希望する場合には、開設者が設置したものの撤去について、開設者と所有者が協議して定めるものとする。

2 横浜市は、開設者が前項の規定による原状回復を行わないときには、開設者に替わって原状回復を行うものとし、その費用は開設者が負担するものとする。

なお、対象農地貸付者が原状回復を求めないときにはこの限りではない。

3 開設者は、特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合には、6か月間の予告期間において行うとともに、すみやかに横浜市に報告するものとする。

4 開設者は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するときは、現に適切な利用をしている借受者の利用の継続ができるよう他の市民農園のあっせんを行うものとする。

(開設者が横浜市及び対象農地貸付者に対して行う協定の実施状況についての報告に関する事項)

第6 開設者は、市民農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、別に定める書式によって横浜市及び対象農地貸付者に定期的に報告しなければならない。

2 開設者は、本協定第2の内容について変更があった場合は、その都度横浜市に報告するものとする。

(実施調査等)

第7 横浜市及び対象農地貸付者は協力して、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聞き取り等による調査を行うものとする。

(指導及び協定に違反した場合の措置)

第8 対象農地貸付者は、開設者が本協定第3の1、3及び4並びに第4の1から3に違反したと認めるときは（開設者が第9の1の指導に従わない場合には）、開設者と締結する賃貸借（使用貸借）契約を解除するものとする。

2 前項に基づき賃貸借（使用貸借）契約が解除されたときは、開設者は自らの負担で市民農園の用地を現状に回復し、対象農地貸付者に返還するものとする。ただし、所有者が希望する場合には、開設者が設置したものの撤去について、開設者と所有者が協議して定めるものとする。なお、この場合、本協定第5の3及び4を準用するものとする。

(開設者が特定貸付農地を適切に利用していない場合の措置)

第9 横浜市は、開設者が本協定第3の1、3及び4並びに第4の1から3に違反したと認めるとき、又は正当な理由なく認定市民菜園事業を行わない場合、若しくは当該農地を認定市民菜園事業以外の用途に使用した場合、その是正について指導を行うものとする。

2 開設者が前項の指導に従わない場合は、横浜市は開設者に認定市民菜園事業の中止を求めるものとする。

3 横浜市は、開設者が承認された特定農地貸付けの内容に従って認定市民菜園事業をしていないと認めるときは、管轄の農業委員会に特定農地貸付けの承認の取消しを求めるものとする。

(特定農地貸付けを廃止する場合における協定の廃止)

第10 横浜市は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付けを廃止するとき（別途締結する賃貸借（使用貸借）契約の期間が満了した時及び契約が解除された時を含む。）には、この協定を廃止するものとする。

(その他)

第11 この協定で定めるもののほか、認定市民菜園事業の実施に関して必要な事項は、開設者、横浜市及び対象農地貸付者の三者が協議して定めるものとする。

(効力発生日)

第12 この協定は協定の区域において特定農地貸付法第3条第3項の規定に基づく承認がされた場合に限り、その承認が行われた日以降効力が発生するものとする。

この協定の証として、本書〇通を作成し、開設者、横浜市及び対象農地貸付者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

(開 設 者) 住所
氏名 印

横浜市〇〇区〇〇〇

横 浜 市

横浜市長 印

(対象農地貸付者) 住所
氏名 印

特定農地貸付法第2条第2項第5号に規定される貸付協定
（自らが所有する生産緑地で認定市民菜園を開設する場合）

（目的）

第1 ○○○（以下「開設者」という。）及び横浜市は、特定農地貸付法第2条第2項第5号に規定される特定農地貸付けによって市民農園を開設する事業（以下「認定市民菜園事業」という。）を実施することについて、市民農園の用に供する農地（以下「特定貸付農地」という。）の適切な管理・運営の確保、特定貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保等を図るため、次のとおり協定を締結する。

（協定の区域及び認定市民菜園事業の内容）

第2 この協定の区域、及び認定市民菜園事業の内容は、別紙「認定市民菜園事業計画書」のとおりとする。

（特定貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項）

第3 開設者は、特定貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るために管理者を設置し、そのための必要な措置を講じるものとする。

2 開設者は、特定農地貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対して行う農作物等の栽培に関する指導体制を整備するものとする。

3 開設者は、借受者が、契約期間中において正当な理由がなく特定農地貸付けを受けた農地（以下「借受農地」という。）の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、借受者が借受農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。

4 開設者は、借受者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。

5 開設者は、借受者が、他の借受者の利用の妨げにならないように指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁しなければならない。なお、横浜市は、開設者から仲裁に関して協力の要請を受けた場合は、誠意を持って対応するものとする。

（特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項）

第4 開設者は、市民農園の整備に当たり、既存の水路の分断、既存の農業用水を利用する場合等には、水の利用及び排水等について、また、地域共同作業、通作、栽培形態などについて地域の関係者と調整を十分行い、支障を及ぼさない措置を講じることに努めるものとする。支障が生じたときには、開設者が責任をもって解決しなければならない。

2 開設者は、地域において行う共同防除等の地域共同作業や栽培形態などを把握し、借受者に適切に指導するものとする。

3 開設者は、借受者が市民農園の周辺の住民や周辺農地等に迷惑を及ぼさないように指導しなければならない。

4 横浜市は、開設者から1から3に関して指導等の要請があったときには、誠意を持って協力するものとする。

（特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利用等を確保するために必要な事項）

第5 開設者は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するときには、特定貸付農地を現状に回復し、自ら当該農地の農業的利用を適切に行うものとする。なお、開設者自ら当該農地を農業的利用に適切に利用することが困難な場合等のときは、横浜市が指定する方法、指定する者に対し、所有権の移転又は使用収益権の設定を行うものとする。

2 開設者は、特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合には、6か月間の予告期間において行うと

ともに、すみやかに横浜市に報告するものとする。

3 開設者は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付規程の承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するときは、現に適切な利用をしている借受者の利用の継続ができるよう他の市民農園のあっせんを行うものとする。

4 横浜市は、開設者が自ら行う当該農地の適切な農業的利用又は横浜市が指定する者に対して行う所有権の移転若しくは使用収益権の設定が適切かつ確実に行われるとともに、他の市民農園のあっせんが円滑に行われるよう、開設者に対し必要な助言その他の支援を行うものとする。

(開設者が横浜市に対して行う協定の実施状況についての報告に関する事項)

第6 開設者は、市民農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、別に定める書式によって横浜市に定期的に報告しなければならない。

2 開設者は、本協定第2の内容について変更があった場合は、その都度横浜市に報告するものとする。

(実施調査等)

第7 横浜市は、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聞き取り等による調査を行うものとする。

(指導及び協定に違反した場合の措置)

第8 横浜市は、開設者が正当な理由なく特定貸付農地の管理の放棄を行っているなど、特定貸付農地を適切に利用していないと認める場合には、本協定を廃止するものとする。

2 前項に基づき本協定が廃止されたときは、本協定第5の2から4までを準用するものとする。

(特定農地貸付けを廃止する場合における協定の廃止)

第9 横浜市は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付けを廃止するときには、この協定を廃止するものとする。

(その他)

第10 この協定で定めるもののほか、認定市民菜園事業の実施に関して必要な事項は、開設者及び横浜市の両者が協議して定めるものとする。

(効力発生日)

第11 この協定は協定の区域において特定農地貸付法第3条第3項の規定に基づく承認がされた場合に限り、その承認が行われた日以降効力が発生するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、開設者及び横浜市が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

(開設者) 住所

氏名

印

横浜市〇〇区〇〇〇

横浜市

横浜市長

印

認定市民菜園事業計画変更申出書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

申請者 住 所

（開設者）氏 名

電話番号

年 月 日に貸付協定を締結した認定市民菜園について、事業計画に変更が生じたので関係書類を添えて申し出ます。

【変更の理由及び内容】

- 1 認定市民菜園変更事業計画書
- 2 案内図（開設場所を示した地形図等）
- 3 配置計画図（区画割り、給水設備等の配置を示した平面図等）
- 4 その他参考となるもの

認定市民菜園事業計画変更報告書

年 月 日

（申請先）

横浜市長

申請者 住 所

（開設者）氏 名

電話番号

年 月 日に貸付協定を締結した認定市民菜園について、事業計画に変更が生じたので関係書類を添えて報告します。

【変更の理由及び内容】

- 1 認定市民菜園変更事業計画書
- 2 案内図（開設場所を示した地形図等）
- 3 変更配置計画図（区画割り、給水設備等の配置を示した平面図等）
- 4 その他参考となるもの

認定市民菜園変更事業計画書

1 事業対象地

区画番号	所在地番	地目		面積 (㎡) 上旧 — 下新	位置 ※紙置 置配計 置配計 参照 参照	貸付 主新 権取 得る もの 権利 種類	土地所有者		既に有 している 権利に 基づく もの 権利 種類	都市 計区 等
		登記簿	現況				住所	氏名		
計										

2 開設内容

	変更前	変更後
農園の名称		
貸付期間	年間	年間
貸付に係る賃料	年間 円／区画	年間 円／区画
貸付面積	㎡／区画	㎡／区画
貸付区画数	区画	区画
賃料の支払い方法	毎年 月 日までに支払う	毎年 月 日までに支払う
募集方法		
申込み方法		
選考方法		
管理者	・開設者本人 ・家族 ・その他(氏名等)	・開設者本人 ・家族 ・その他(氏名等)
管理委託内容	・なし ・利用者の募集 ・農園の適切な利用確保のための事務	・なし ・利用者の募集 ・農園の適切な利用確保のための事務
開園予定	年 月 日	年 月 日
その他	(給水設備の有無など)	(給水設備の有無など)

認定市民菜園事業中止・廃止報告書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日に貸付協定を締結しました認定市民菜園を、次のとおり中止・
廃止しましたので報告します

中止・廃止の内容	
中止・廃止の理由	

開設者変更届

年 月 日

（申請先）
横浜市長

申請者 住 所

（開設者）氏 名

電話番号

（相続 贈与）のため、次のとおり開設者を変更します。

変更前	氏名	
	住所	
変更後	氏名	
	住所	
	変更前の開設者 との続柄	
	理由	

（添付書類）

登記簿謄本

都市農地貸借法第 10 条第 2 号に規定される貸付協定
（借り受けた生産緑地で認定市民菜園を開設する場合）

（目的）

第 1 ○○○（以下「開設者」という。）、横浜市及び□□□（以下「所有者」という。）は、都市農地貸借法第 10 条第 2 号に規定される特定都市農地貸付けによって市民農園を開設する事業（以下「認定市民菜園事業」という。）を実施することについて、市民農園の用に供する農地（以下「特定貸付農地」という。）の適切な管理・運営の確保、特定貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定都市農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保等を図るため、次のとおり協定を締結する。

（協定の区域及び認定市民菜園事業の内容）

第 2 この協定の区域、及び認定市民菜園事業の内容は、別紙「認定市民菜園事業計画書」のとおりとする。

（特定貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項）

第 3 開設者は、特定都市農地貸付け及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るために管理者を設置し、そのための必要な措置を講じるものとする。

2 開設者は、特定都市農地貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対して行う農作物等の栽培に関する指導体制を整備するものとする。

3 開設者は、借受者が、契約期間中において正当な理由がなく特定都市農地貸付けを受けた農地（以下「借受農地」という。）の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、借受者が借受農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。

4 開設者は、借受者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。

5 開設者は、借受者が、他の借受者の利用の妨げにならないように指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁しなければならない。なお、横浜市は、開設者から仲裁に関して協力の要請を受けた場合は、誠意を持って対応するものとする。

（特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項）

第 4 開設者は、市民農園の整備に当たり、既存の水路の分断、既存の農業用水を利用する場合等には、水の利用及び排水等について、また、地域共同作業、通作、栽培形態、などについて地域の関係者と調整を十分行い、支障を及ぼさない措置を講じることに努めるものとする。支障が生じたときには、開設者が責任をもって解決しなければならない。

2 開設者は、地域において行う共同防除等の地域共同作業や栽培形態などを把握し、借受者に適切に指導するものとする。

3 開設者は、借受者が市民農園の周辺の住民や、周辺農地等に迷惑を及ぼさないように指導しなければならない。

4 横浜市は、開設者から 1 から 3 に関して指導等の要請があったときには、誠意を持って協力するものとする。

（特定都市農地貸付けを中止し、又は廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利用等を確保するために必要な事項）

第 5 開設者は、都市農地貸借法第 11 条により準用する特定農地貸付法第 3 条第 4 項の規定による特定都市農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定都市農地貸付けを中止若しくは廃止するとき（別途締結する賃貸借（使用貸借）契約の期間が満了した時及び契約が解除された時を含む。以下同じ。）には、市民農園の用地を現状に回復し、所有者に返還するものとする。ただし、所有者が希望する場合には、開設者が設置したものの撤去について、開設者と所有者が協議して定めるものとする。

- 2 横浜市は、開設者が前項の規定による原状回復を行わないときには、開設者に替わって原状回復を行うものとし、その費用は開設者が負担するものとする。
なお、農地の所有者が原状回復を求めないときにはこの限りではない。
- 3 開設者は、特定都市農地貸付けを中止し、又は廃止する場合には、6か月間の予告期間をおいて行うとともに、すみやかに横浜市に報告するものとする。
- 4 開設者は、都市農地貸借法第11条により準用する特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定都市農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定都市農地貸付けを中止若しくは廃止するときは、現に適切な利用をしている借受者の利用の継続ができるよう他の市民農園のあっせんを行うものとする。
- 5 横浜市は、前項の他の市民農園のあっせんが円滑に行われるよう、開設者に対し必要な助言その他の支援を行うものとする。

(開設者が横浜市及び所有者に対して行う協定の実施状況についての報告に関する事項)

第6 開設者は、市民農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、別に定める書式によって横浜市及び所有者に定期的に報告しなければならない。

- 2 開設者は、本協定第2の内容について変更があった場合は、その都度横浜市に報告するものとする。

(実施調査等)

第7 横浜市及び所有者は協力して、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聞き取り等による調査を行うものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第8 所有者は、開設者が本協定第3の1、3及び4並びに第4の1から3に違反したと認めたときは、開設者と締結する賃貸借（使用貸借）契約を解除するものとする。

- 2 前項に基づき賃貸借（使用貸借）契約が解除されたときは、開設者は自らの負担で市民農園の用地を現状に回復し、所有者に返還するものとする。ただし、所有者が希望する場合には、開設者が設置したものの撤去について、開設者と所有者が協議して定めるものとする。なお、この場合、本協定第5の3から5までを準用するものとする。

(開設者が特定貸付農地を適切に利用していない場合の指導及び協定の廃止)

第9 横浜市は、開設者が正当な理由なく特定貸付農地の管理の放棄を行っているなど、特定貸付農地を適切に利用していないと認める場合には、本協定を廃止するものとする。

- 2 前項に基づき本協定が廃止されたときは、開設者は自らの負担で市民農園の用地を原状に回復し、所有者に返還するものとする。ただし、所有者が希望する場合には、開設者が設置したものの撤去について、開設者と所有者が協議して定めるものとする。なお、この場合、本協定第5の3から5までを準用するものとする。

(特定都市農地貸付けを廃止する場合における協定の廃止)

第10 横浜市は、都市農地貸借法第11条により準用する特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定都市農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定都市農地貸付けを廃止するとき（別途締結する賃貸借（使用貸借）契約の期間が満了した時及び契約が解除された時を含む。）には、この協定を廃止するものとする。

(その他)

第11 この協定で定めるもののほか、認定市民菜園事業の実施に関して必要な事項は、開設者、横浜市及び所有者の三者が協議して定めるものとする。

(効力発生日)

第12 この協定は協定の区域において都市農地貸借法第11条により準用する特定農地貸付法第3条第3項の規定に基づく承認がされた場合に限り、その承認が行われた日以降効力が発生するものとする。

この協定の証として、本書〇通を作成し、開設者、横浜市及び所有者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

(開設者) 住所
氏名 印

横浜市〇〇区〇〇〇
横浜市
横浜市長 印

(所有者) 住所
氏名 印

〇〇農園特定農地貸付規程

（目的）

第1 この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に〇〇〇〇（以下「開設者」という。）が行う特定農地貸付法第2条第2項第5号に規定された、特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定める。

（貸付主体）

第2 本貸付けは、開設者が実施するものとする。

（貸付対象農地）

第3 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積及び開設者が貸付農地について有し、又は取得しようとする所有権又は使用及び収益を目的とする権利の種類（貸付農地について、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合は、貸付農地の所有者の氏名又は名称及び住所を含む。）は、別表のとおりとする。

（貸付要件）

第4 貸付条件は次のとおりとする。

（1）貸付期間は、〇年間とする。

（2）貸付けに係る賃料は、1区画当たり年間〇〇〇〇〇円とする。

（注）区画の面積によって賃料が異なる場合には、その旨記載する。

他に付帯費用（水道使用料等）が必要な場合には、その旨記載する。

（3）貸付面積は1区画おおむね〇〇㎡とし、1人当たり1区画とする。

（4）貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）は、賃料を毎年〇月〇日までに支払うものとする。

2 貸付農地において次に掲げる行為をしてはならないものとする。

（1）建物及び工作物を設置すること。

（2）営利を目的として作物を栽培すること。

（3）貸付農地を転貸すること。

（4）野菜もしくは草花等の栽培以外の用途に使用すること。

（5）指定された区画以外に立ち入る等他の借受者に迷惑を及ぼすこと。

（6）近隣の土地に立ち入ったり、周辺道路への駐車等近隣農地耕作者や近隣住民に迷惑を及ぼすこと。

（募集の方法）

第5 貸付けを受けようとする者の募集は、〇〇〇〇等による一般公募とする。

2 募集期間は、当該募集に係る農地を貸し付けることになる日の〇〇日前から〇〇日間とする。

（申込みの方法）

第6 貸付けを受けようとする者は、別に定める方法により指定された期日までに、開設者に申込まなければならないものとする。

(選考の方法)

第7 開設者は、第6の規定に基づき申込みをした者の中から、借受者を決定するものとする。

2 申込みをした者の数が募集した数を上回る場合は、抽選等により借受者を決定するものとする。

(貸付農地の管理・運営等)

第8 開設者は、貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るために管理者を設置する。

2 管理者は、次の業務を行う。

(1) 貸付農地及び施設の見回り並びに借受者に対する必要な指示

(2) 貸付農地における作物の栽培指導

(貸付農地の環境整備等)

第9 借受者には、次のことを厳守させるものとする。

(1) 収穫後の残渣等については、借受者が使用している区画の土中に埋め込むか、開設者又は管理者の指示に従うこと。

(2) 借受者は、借受者が使用している区画や使用した施設等については、清掃及び整理整頓を行うほか、ゴミは持ち帰る等他の借受者と協力して貸付農地の環境の整備、保全に努めること。

(貸付契約の解約等)

第10 次の各号に該当するときは、貸付契約を解約することができる。

(1) 借受者から貸付契約の解約の申し出があったとき

(2) 第4の2に掲げる行為をしたとき

(3) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき

(貸付農地の返還)

第11 借受者は第4の1の(1)の規定による貸付期間が終了したとき又は第10の規定による解約をしたときは、すみやかに貸付農地を原状に復し返還しなければならない。

(賃料の不還付)

第12 借受者が既に納めた賃料は、還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(1) 借受者の責任でない理由で貸付けができなくなった場合

(2) 開設者が相当な理由があると認めたとき

(貸付け事業の中止)

第13 開設者は、特定農地貸付け事業を中止し、又は廃止する場合は、少なくともその6か月以前に借受者に告知するものとする。

附則

この規程は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」(平成元年法律第58号)第3条第3項の規定による農業委員会の承認のあった日から施行する。